

適正養殖可能数量設定要領

22水推第1142号
平成23年3月29日
水産庁長官通知
一部改正
23水推第1128号
平成24年4月6日
一部改正
25水推第1019号
平成26年3月31日

第1 適正養殖可能数量の設定

1 数量の単位

- (1) 魚類養殖及びクルマエビ養殖については、投入する種苗の尾数とする。
- (2) 貝類養殖、ウニ養殖及びホヤ養殖については、施設数（台数又ははえ縄の幹縄数）とする。ただし、必要に応じて、施設数の代わりに、貝類養殖にあつては、種苗（稚貝）数、かご数又は付着器数を、ウニ養殖にあつては、種苗数又はかご数を、ホヤ養殖にあつては、種苗糸の長さ、種苗糸数又は垂下綱数を数量の単位として設定することも可とする。
- (3) 藻類養殖については、施設数（柵数又ははえ縄の幹縄数）とする。ただし、必要に応じて、施設数の代わりに、種苗糸の長さ又は綱数を数量の単位として設定することも可とする。

2 適正養殖可能数量の設定

適正養殖可能数量は、漁場改善計画の対象となる漁場全体を対象とし、養殖水産動植物の種類ごとに以下のいずれかにより設定する。

- (1) 平成18年から平成22年までの5年間の実績値の最大値と最小値を除いた中庸3年間の平均（以下「5中3」という。）を基準値とし、基準値を5%以上下回る数量を適正養殖可能数量とする。

ただし、平成18年の資料が無い場合は「直近4年平均」、平成19年の資料が無い場合は「直近3年平均」、平成20年の資料が無い場合は「直近2年平均」、平成21年の資料が無い場合は22年の実績値を基準値とする。

- (2) 平成18年から平成22年までの種苗投入尾数等の「5中3」が、平成8年から平成12年までの「5中3」を10%以上下回っている場合は、平成18年から平成22年までの「5中3」以下の数量を適正養殖可能数量とする。

ただし、漁場環境を改善するための都道府県の指導により、平成18年から

平成22年までの「5中3」が平成8年から平成12年までの「5中3」を10%以上下回っている場合であって、当該都道府県が漁場環境の改善が見られたと判断し、平成8年から平成12年までの「5中3」を10%以上下回り基準値を上回る数量のうち適正養殖可能数量とすることができる数量を許容する場合には、当該数量を適正養殖可能数量とすることができる。

なお、過去の資料がない場合の取扱いは、上記（1）のただし書と同様である。

- (3) 生餌やモイストペレットを給餌する養殖業者の割合が高いクロマグロ養殖及びヒラマサ養殖について、配合飼料の割合を、クロマグロ養殖においては50%以上に、ヒラマサ養殖においては65%以上に高める場合は、平成18年から平成22年までの種苗投入尾数等の「5中3」を適正養殖可能数量とすることができる。
- (4) コンブ養殖及びワカメ養殖については、平成22年の実績値が上記（1）の基準値の95%の数量を超える場合であっても、当該実績値と当該基準値の95%の数量の差分（以下「未達分」という。）のコンブ又はワカメ生産により得られる利益に相当する費用を負担して、ウニやアワビによる食害が生じている海域において、収穫を目的とせず、ウニ等の食圧分散のためのエサとしてのコンブ又はワカメの施設を設置したとき^(注1)は、平成22年の実績値を適正養殖可能数量として設定することも可とする。

(注1)

(ア) 養殖業者が自ら施設を設置する場合

基準値の25%に相当する施設の数に未達割合（未達分を基準値で除したものをいう。以下同じ。）を乗じた数の施設を設置するものとする。

(イ) 養殖業者以外の第三者（漁協、NPO法人等）が施設を設置し、養殖業者は当該設置に係る費用の全部又は一部を負担する場合

基準収入の20%に相当する額に未達割合を乗じた額を施設の設置者に支払うものとする。

- (5) 藻類養殖及び貝類養殖について、養殖業者が漁場環境についてモニタリング（藻類養殖においては水温、塩分、栄養塩等を、貝類養殖においては水温、塩分、DO、COD、栄養塩、クロロフィル、硫化物量、底生生物等についてモニタリング）を実施し、かつ、都道府県水産試験場、研究機関等によって毎年環境面から見た養殖可能な数量の上限（以下「環境収容力」という。）の算出、検証及び見直しを行う場合であって、基準収入の20%に相当する額に5%を乗じた額に見合う掛かり増し経費を伴う場合、環境収容力の範囲内で適正養殖可能数量を設定することができる。

なお、掛かり増し経費には、上記モニタリング、環境収容力の算出等に係る経費の他、養殖以外の漁業などの活動にとって支障となるザラボヤやヒトデ等の生物の駆除活動、ウニやアワビによる食害が起こっている海域に収穫

したコンブなどを出荷せずに餌として設置する活動、植林活動に要した経費を加算できることとする。

3 養殖対象種の転換を伴う適正養殖可能数量の設定

一の漁場において複数の養殖対象種を生産する場合であって、養殖対象種の一部について基準値の95%（上記2の（2）により適正養殖可能数量を設定する場合にあっては基準値をいう。以下同じ。）に満たない数量を適正養殖可能数量として設定するときは、基準値の95%の数量と適正養殖可能数量の差分の数量（以下「超過削減数量」という。）については、その他の養殖対象種の基準値の95%の数量に加えることもできることとする。

この場合において、超過削減数量は、都道府県知事が養殖対象種ごとの漁場への負荷の程度及び生物的特性に関する科学的知見に基づき定める基準に沿って、基準値の95%の数量に、加算しようとする養殖対象種に相当する数量に換算して加えるものとする^(注2)。また、都道府県知事が当該基準を定めるに当たっては、他の都道府県とのバランス、全体の整合性等を図るため、国と協議することとする。

（注2）異なる養殖対象種間の換算係数については、餌料の投与量、目回り、増肉係数、排泄物量等を基に算出した漁場環境への負荷に関する指標を用いて定めるものとする。

4 新規漁場における適正養殖可能数量の設定

新たな漁場で新規に養殖を開始する場合には、漁場に対する負荷が過大なものとなることを防止する観点から、近隣の漁場の適正養殖可能数量に基づき当該新規漁場の適正養殖可能数量を設定する^(注3)ものとする。

（注3）「近隣漁場の区画漁業権漁場面積当たり数量」に「新規漁場の区画漁業権漁場面積」を乗じることとする。

近隣漁場の区画漁業権漁場面積当たり数量は、近隣漁場における養殖対象種ごとの適正養殖可能数量を新規漁場における養殖対象種に係る数量に換算して合計したものを、近隣漁場の区画漁業権漁場面積で除して得るものとする。また、換算は、上記3の都道府県知事が定める基準に沿って行うものとする。

第2 履行確認の方法

1 履行確認の方法

適正養殖可能数量が遵守されているかの確認については、漁場改善計画の対象漁場内に投入した種苗の数量又は施設数の実績が適正養殖可能数量の範囲内となっているかどうかにより判定する。

ただし、適正養殖可能数量を、漁場内の養殖業者の合意の下に、対象漁場を複数区域（当該区域において一の養殖業者が養殖業を営む場合も含む。）に分割した区域ごとに配分した場合^(注4)には、各区域ごとに履行確認を行うことができる。

(注4) この場合においては、漁場改善計画に漁場全体の適正養殖可能数量を記載するほか、適正養殖可能数量を対策に参加する漁協、加入区又は養殖業者単位で配分した数量を記載することとなる。

2 履行確認に用いる資料の例

- (1) 魚類養殖及びクルマエビ養殖については、共済責任開始日が含まれている年度の、種苗購入記録（種苗購入実績がある場合）、養殖日誌、出荷記録（出荷実績がある場合）、ワクチン接種記録（ワクチンの接種実績がある場合）、その他資源管理協議会が定める資料
- (2) 貝類養殖、ウニ養殖、ホヤ養殖及び藻類養殖については、共済責任開始日が含まれている年度の、設置した施設数のわかる写真、養殖日誌、その他資源管理協議会が定める資料
- (3) なお、養殖期間が1年未満の養殖種類については、当該養殖期間の資料

3 履行確認の時期

原則として、共済加入時及び年度末を目途とする。ただし、資源管理協議会が認める場合には、年度末の代わりに共済責任期間終了時とすることができる。

4 その他留意事項

共済事故の発生など災害等により養殖生産物又は養殖施設が滅失した場合、養殖水産動植物を漁場間で移送することにより一旦移送前の漁場において履行確認を行うための積算に加算された種苗投入尾数が移送後の漁場においても重複して加算される場合等、別に定める場合においては、別に定めるところにより、その数量について適正養殖可能数量の履行確認を行うための積算から除外することができる。